【あ る プ ラ ス】

（２０２５年４月１日現在）

商品名	あるしんフリーローン「あるプラス」
ご利用できる方	（１）お申し込み時年齢が満１８歳以上、完済時７６歳未満の方 （２）安定継続した収入がある方 （３）保証会社「（株）ドコモ・ファイナンス」の保証が受けられる方
お使いみち	□　自由（事業性資金は除きます）
ご融資金額	□　１０万円以上１，０００万円以下（１万円単位） ※但し、専業主婦（夫）の方は５０万円以下
ご利用期間	□　６ヶ月以上１０年以内（１ヶ月単位）
ご融資利率	□　固定金利（保証料含む） （１）年　３．５０％ （２）年　５．００％ （３）年　６．５０％ （４）年　８．００％ （５）年　９．５０％ （６）年１１．００％ （７）年１２．５０％ （８）年１４．００％ ※利率は、（株）ドコモ・ファイナンスが審査時に決定いたします。 ※当金庫職域サポート制度「しんきん感」契約事業所にお勤めの方は、上記金利から０．５％優遇いたします。
ご返済方法	□　毎月元利均等割賦返済 ※貸付金額の５０％以内につき、６ヵ月毎の増額（ボーナス）返済併用もできます。
担保・保証人	□　（株）ドコモ・ファイナンスが保証しますので不要です。
苦情処理措置 紛争解決措置	□　苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス課（９時～１７時　電話：０２６５-７４-９６１８）にお申し出ください。 □　紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３-３５８１-００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３-３５９５-８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３-３５８１-２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所（９時～１７時電話：０３-３５１７-５８２５）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能で

	す。 なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス課または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	□ お申込に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。 □ 申込金額３０１万円以上の場合は、源泉徴収票、住民税決定通知書、所得証明書、納税証明書、確定申告書のいずれかの写しが必要です。 □ 申込金額５０１万円以上の場合は、上記と併せて資金使途証明書の写しが必要です。